

五條市ネーミングライツ制度ガイドライン

このガイドラインは、五條市ネーミングライツ事業実施要綱(令和6年9月五條市告示第168号)の規定に基づき、本市におけるネーミングライツ制度の基本方針を定めるものです。

1 ネーミングライツ制度の概要

- (1) ネーミングライツ制度は、本市と民間事業者等(以下「事業者等」という。)との契約により、本市の施設やイベント等(以下「施設等」という。)に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を与える代わりに、対価(ネーミングライツ料)を得るものです。
- (2) ネーミングライツ事業により決定した愛称は、当該ネーミングライツ事業における契約期間中は、その愛称を使用するものとしますが、条例上の施設の名称については、変更しないものとします。また、施設の所有権、管理運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

2 ネーミングライツ制度の目的

ネーミングライツ制度を通じて、本市と契約した事業者等(以下「ネーミングライツパートナー」という。)との協働により、本市の新たな財源を確保するとともに、地域の活性化を図ります。

3 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、(1)市が施設等を選定し、ネーミングライツパートナーを募集する場合(以下、「特定募集型」という。)と、事業者等から提案を募集する場合(以下、「企画提案型」という。)があり、いずれの場合においても、市ホームページ等により広く募集するものとします。

なお、ネーミングライツ事業に関する事務は、特定募集型、企画提案型にかかわらず、施設等の所管課が実施します。

(1)「特定募集型」の手続きの流れ

- ①対象施設の決定
- ②募集条件の決定
- ③ネーミングライツパートナーの募集
- ④審査会の開催(優先交渉権者の決定)
- ⑤優先交渉権者との協議
- ⑥ネーミングライツパートナーの決定

- ⑦契約の締結
- ⑧施設表示等の変更
- ⑨愛称の使用開始
- (2)「企画提案型」の手続きの流れ
 - ①事業者等からの企画提案
 - ②審査会による審査(提案に対する採用の可否)
 - ③提案事業者との協議
 - ④ネーミングライツパートナーの決定
 - ⑤契約の締結
 - ⑥施設表示等の変更
 - ⑦愛称の使用開始
- ※企画提案型の場合で、審査の結果、あらためてネーミングライツパートナー募集を行うことにより、より良い提案の応募が見込まれる場合は、手続の途中で特定募集型の手続に転換することがあります。
- ※実施手続のフロー図は「別紙」のとおりとします。

4 対象施設等

(1) ネーミングライツ事業を実施する対象

ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、生涯学習施設、体育施設、公園などの市有施設(又はそれらの一部)、橋梁などのインフラ設備、本市が主催するイベントや講座などのソフト事業を想定しています。

また、施設等の性格や利用者数、メディア等に取り上げられる頻度などを考慮して、決定するものとします。

(2) 対象外とする施設等

名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。(例:市役所庁舎や学校、こども園等。ただし、にぎわい棟など、市役所庁舎の一部を対象とすることは可。)

(3) 指定管理者制度導入施設

対象となる施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者の施設管理・運営の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

- ① 現在の指定管理者と事前に協議を行い、ネーミングライツ事業に応募の意思がある場合は、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合、あるいは交渉がまとまらなかった場合は、次のような対応を行いません。

ア 当該施設等の指定管理者募集時に、ネーミングライツ事業が仕様に含まれていた場合は、公募に切り替えることができるものとします。

イ 当該施設等の指定管理者募集時に、ネーミングライツ事業が仕様に含まれていなかった場合は、当該指定期間内はネーミングライツ事業を実施しないこととします。

- ② 公募に切り替えた場合において、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業者等は、応募できないこととします。（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。）

5 ネーミングライツ及び付帯する諸権利等

市は、ネーミングライツパートナーにネーミングライツを与え、あらゆる機会を利用して愛称の普及や定着に努めます。そのほか、ネーミングライツパートナーと協議したうえで、次の付帯する諸権利等を与えます。

(1) 市有施設及びインフラ設備の場合

- ア 対象施設や敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置する権利
- イ ネーミングライツパートナーが管理する媒体（ホームページ、出版物等）でのネーミングライツに関することを表示する権利
- ウ 施設等の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる付帯的な取組を実施する権利

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

- ア ネーミングライツパートナーが管理する媒体（ホームページ、出版物等）でのネーミングライツに関することを表示する権利
- イ 施設等の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる付帯的な取組を実施する権利

6 ネーミングライツ料

他自治体における類似事例や利用者数等を考慮し、施設等ごとにネーミングライツ料の最低提案額を算定します。なお、企画提案型の場合、1年間あたり10万円（消費税等を含まない）を最低提案額とします。

7 契約期間

本市とネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、以下のとおりとします。

(1) 市有施設及びインフラ設備の場合

原則3年以上とし、施設及び設備の性格等に応じて決定するものとする。ただし、指定管理者制度導入(予定)施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

8 愛称の付与

(1) 愛称付与の条件

- ・市民や利用者、参加者等(以下「利用者等」という。)にとって親しみやすい、わかりやすい、よびやすいものとします。
- ・利用者等の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。
- ・ネーミングライツ事業の趣旨に反しない範囲において、施設等の性格に応じて、必要により特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を設定できることとします。

(2) 使用を禁止する愛称

五條市広告掲載要綱(平成20年1月五條市告示第1号)第3条及び五條市広告掲載基準(平成20年1月五條市告示第2号)第3条の規定は、ネーミングライツ事業に係る愛称の表記について準用する。

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更は、原則不可とします。

9 ネーミングライツパートナーの要件

次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツ事業に応募できないものとする。

- (1) 業種又は事業者が五條市広告掲載基準第2条の規定に該当する者。
- (2) 指定管理者制度導入(予定)施設については、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業を行う者。ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。

10 ネーミングライツパートナーの募集(提案)方法等

(1) 募集(提案)方法

原則、市のホームページ等に掲載して公募します。ただし、現にネーミングライツ事業を実施している施設等において、契約期間が満了する際は、現ネーミングライツパートナーが契約更新を希望し、かつ現契約と同条件以上の提案を行う場合は、現ネーミングライツパートナーと優先交渉権者として、公募しない場合があります。

(2) 費用負担

応募(提案)に要した経費は、すべて応募(提案)者の負担とします。

(3) 募集(提案)期間

- ① 特定募集型:原則として、30日以上とします。
- ② 企画提案型:通年において、提案を可とします。

(4) 特定募集型において応募がなかった場合の取り扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集の条件を見直し、再度の募集を実施、又は取りやめます。

11 選定方法

(1) 審査会による審査

ネーミングライツの導入に際し、五條市広告審査会(以下「審査会」という。)において、五條市ネーミングライツパートナー審査基準に基づき、提案に対する採用の可否(企画提案型の場合)や優先交渉権者の決定(特定募集型の場合)等について審査を行います。また、審査にあたっては、必要に応じて助言者の出席を求めることができますものとしします。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次のように審査項目を定め、総合的に判断するものとしします。

なお、応募者が1者の場合でも、審査会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査を行うものとしします。

① ネーミングライツ料

- ・応募金額は妥当であるか
- ・市の負担経費(パンフレット等印刷物や市ホームページの表示変更)と比較して妥当か など

② 愛称

- ・親しみやすく、わかりやすいものであるか
- ・施設のイメージや設置目的との整合性はとれているか
- ・施設等の運営等に支障は生じないか など

③ 応募団体等

- ・応募資格は適正であるか
- ・経営状況は安定しているか など

④ 契約期間

- ・安定したネーミングライツ事業が行われる期間か など

⑤ 事業計画

- ・敷地内外の看板等の表示変更は適正であるか
- ・無理のない事業計画となっているか など

⑥ 地域貢献等

- ・地域貢献等の理念、活動実績、今後の活動 など

12 企画提案型における回答

企画提案型への応募に対し、不採用又は特定募集型に転換する場合は、応募

を受けた日から、原則3か月以内に理由を付して文書で回答するものとします。

13 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

特定募集型において、優先交渉権者との協議が整った場合又は企画提案型において提案が採用され、かつ特定募集型への転換が行われなかった場合には、当該事業者等をネーミングライツパートナーとして決定し、当該ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとします。

なお、特定募集型において、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と協議を行い、ネーミングライツパートナーを決定できるものとします。

(2) 契約終了時の交渉

ネーミングライツパートナーは、現契約と同条件以上の提案を行う場合、次回契約期間において、審査の上、優先的に交渉できることとします。

(3) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、すみやかに当該事業者等の名称、施設等の新名称(愛称)、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表します。

14 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次のとおりとします。

| 区分 | 市 | ネーミングライツ パートナー |
|---------------------------------|---|-------------------|
| 敷地内外の看板等の表示変更、 新規看板等の設置 | | ○ |
| 契約期間終了後の原状回復 | | ○ |
| パンフレット、封筒等の印刷物、 市ホームページの表示変更 | ○ | |

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※ネーミングライツパートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料のほかに別途負担していただきます。

15 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

16 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約終了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、すでに納付されたネーミングライツ料は、原則返還しないこととします。

17 施行時期

このガイドラインは、令和6年10月1日から施行します。